

日本海沿岸の地震・津波  
防災・減災対策指針  
(事務局案)

令和8年(2026年)●月

北海道防災会議

# 目 次

はじめに	.....	1
<b>第1 基本的事項</b>		
1 本指針の位置付け	.....	2
2 減災目標	.....	2
3 具体的な対策	.....	3
4 目標指標	.....	3
5 実施主体	.....	3
6 取組期間	.....	3
<b>第2 想定される被害</b>		
1 被害想定の目的	.....	4
2 想定する断層モデル	.....	4
3 地震の発生確率等	.....	4
4 被害想定の結果	.....	4
<b>第3 日本海沿岸の地域特性と優先的に取り組むべき対策</b>		
1 地震の特性	.....	5
2 地理的特性	.....	6
3 社会的特性	.....	6
4 季節的特性	.....	6
<b>第4 施策体系</b>	.....	7
<b>第5 具体的な対策</b>		
◇ 地域防災力の強化		
I 防災意識の高揚		
1 道民への意識啓発	.....	8
2 津波避難意識の向上	.....	8
3 防災教育の推進及び防災訓練の実施	.....	9
II 地域の防災組織等の強化		
1 自主防災組織活動の推進	.....	10

2 消防団活動の推進	.....	10
3 企業防災活動の活性化	.....	11
◇ 災害に強い地域づくりの推進		
III 耐震化の推進		
1 民間建築物の耐震化	.....	12
2 公共施設・構造物の耐震化	.....	13
IV 災害に強い施設づくり		
1 避難場所・避難所の確保	.....	15
2 津波に強い地域構造の構築	.....	16
◇ 地域特性に応じた防災体制の整備		
V 防災体制の強化		
1 地震・津波に関する調査研究の推進	.....	18
2 地震対策推進の強化	.....	18
3 災害対策体制の強化	.....	20
4 帰宅困難者・滞留者対策の推進	.....	23
5 情報収集伝達体制の強化	.....	23
6 多様な被害の発生態様	.....	26
VI 災害応急体制の整備		
1 避難体制の整備	.....	27
2 要配慮者対策の強化	.....	27
3 被災建築物・宅地の調査体制の整備	.....	28
4 消防体制の強化	.....	29
5 救急・医療体制の充実	.....	29
6 物資備蓄体制の充実	.....	30
7 緊急輸送体制の整備	.....	33
8 広域連携・支援体制の確立	.....	34
VII 被災後の生活安全対策の準備		
1 遺体処理体制の整備	.....	36
2 生活相談への対応	.....	36
3 応急仮設住宅等の早期提供	.....	36
4 被災者の健康管理	.....	36
5 社会秩序の確保・安定	.....	37
6 災害廃棄物等の処理対策	.....	38
7 復旧体制の整備	.....	38

## はじめに

---

- 平成 23 年に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という巨大地震であり、従来の想定をはるかに超える強い揺れや巨大な津波により、甚大な被害をもたらしました。この教訓から、最大規模の災害が発生した場合であっても「何としても命を守る」という視点で、防災・減災対策を進める必要性が改めて明らかとなりました。
- 日本海沿岸における地震の発生確率は、発生が切迫しているとされる太平洋側に比べて低いものの、昭和 58 年日本海中部地震、平成 5 年北海道南西沖地震、令和 6 年能登半島地震など、これまでにも大きな被害をもたらした地震が発生しています。また、陸地に近いところで地震が発生した場合に、津波到達までの時間が短いという特徴があります。
- こうした状況を踏まえ、道では、日本海沿岸における最大クラスの地震・津波を想定した防災対策を検討するため、北海道防災会議地震火山専門部会地震専門委員会「地震防災対策における減災目標設定ワーキンググループ」（以下「減災 WG」という。）において検討を重ね、令和 7 年 6 月に「日本海沿岸の地震・津波被害想定」（以下「被害想定」という。）を公表し、想定される被害を明らかにしました。
- 最大クラスの地震・津波は、発生頻度こそ極めて低いものの、ひとたび発生すれば広域にわたり甚大な被害をもたらしますが、被害想定の結果を悲観的に捉えるのではなく、起こりうる事象を自分事として冷静に受け止め、行政、地域、住民、関係機関など、様々な主体がそれぞれの立場で必要な対策を講じることにより、被害を軽減することが可能です。
- 本指針は、想定される被害を最小化するための防災・減災対策について、減災 WG で検討し、北海道防災会議において決定したものです。
- 想定される被害を最小化し、減災目標を実現するためには、道はもとより、日本海沿岸の市町村や防災関係機関をはじめ、道民の皆様の理解と協力を得ながら取組を着実に進めていくことが不可欠です。本指針が、地域の実情を踏まえた、より効果的な防災対策の検討や地域ごとの目標策定を進めるための指針として、広く活用されることを期待します。

# 第1 基本的事項

---

---

## 1 本指針の位置付け

- 本指針は、日本海沿岸における地震・津波対策として、北海道、市町村、防災関係機関が取り組むべき施策の方向性を示したものです。
- 本指針に示す具体的な対策は、全道共通の対策を網羅的に整理したものであり、市町村においては、地域ごとに被害状況や条件が異なることを踏まえ、地域の実情に応じて必要な対策を選択・検討してください。
- 本指針で設定する減災目標は、地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）に反映させることとします。
- 本指針は、北海道総合計画の重点戦略計画に位置付けられている北海道強靭化計画や、特定分野別計画に位置付けられている北海道地域防災計画をはじめとする各種計画等と一体的に推進するものです。

## 2 減災目標

日本海沿岸の地震・津波被害想定を踏まえ、次の3つを減災目標として掲げ、目標の実現に向け、道や市町村、防災関係機関などの各主体が連携し、地震・津波対策を推進します。

- 地震・津波から命を守る
- 被害を最小限に抑える
- 迅速かつ確実に復旧・復興する

### (1) 地震・津波から命を守る

- 日本海沿岸で想定される最大クラスの地震・津波に対して、被害を完全に防ぐことは困難ですが、事前の備えによって被害を減らすことが可能です。特に、津波による人的被害は、「早期避難」により軽減します。
- このため、防災教育や防災訓練等を通じた住民の避難意識の向上、防寒具・冷暖房器具の装備等による避難時及び避難後の暑さ・寒さ対策の推進、個別避難計画の策定等による要配慮者の避難支援の促進など、ソフト対策を優先的に実施します。また、中長期的には津波避難施設、避難路の整備並びに海岸保全施設の耐震化・耐浪化等や集団移転等を推進するなど、ソフト・ハード両面からの総合的な対策を実施することにより、一人でも多くの命を守ります。

## (2) 被害を最小限に抑える

- 日本海沿岸の地震では、地震の揺れによる建築物等の被害により、救助・救急活動、避難者への対応及び社会経済活動全体へ影響が及ぶことから、事前の対策が重要であり、積雪荷重を考慮した建物の耐震化、インフラ・ライフライン施設の耐震・耐浪化、感震ブレーカー等の普及による出火防止対策及び迅速な消火活動による延焼防止対策等を推進することにより、各般にわたり発生する被害を最小限に抑えます。

## (3) 迅速かつ確実に復旧・復興する

- 災害発生直後から、被災地の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもと、迅速な復旧・復興を目指す必要があります。そのため、積雪寒冷・暑さを考慮した、救助、物資運搬等に係る人員・装備・備蓄の確保及び広域的な支援体制の構築、行政や企業等における業務（事業）継続計画（BCP）の策定・充実、全国からの応援を迅速に展開するための道路、港湾等の啓開体制の構築などを推進することにより、迅速かつ確実に復旧・復興を図ります。

## 3 具体的な対策

減災目標の実現に向けた取組を推進するため、道の施策を中心に全道共通の施策を網羅的に盛り込み、3つの基本政策の下に、7つの政策の柱を設け、基本施策31分野、180の具体的な対策を整理しました。

また、日本海沿岸の地域特性を踏まえ、優先的に取り組むべき対策をとりまとめました。

## 4 目標指標

具体的な対策に関して、対策の進捗状況や達成度の定量的な把握のための参考指標として、目標値と達成時期を定めました。

## 5 実施主体

道、市町村、防災関係機関（指定地方行政機関、指定地方公共機関等の北海道防災会議構成機関）

## 6 取組期間

取組期間は、特に定めませんが、減災目標の実現に向けた取組が着実に推進されるよう、定期的に目標指標の進捗状況等を確認し、必要に応じ指標の見直しや新たな設定を行います。

また、優先的に取り組むべき対策については、速やかに取り組むこととします。

## 第2 想定される被害

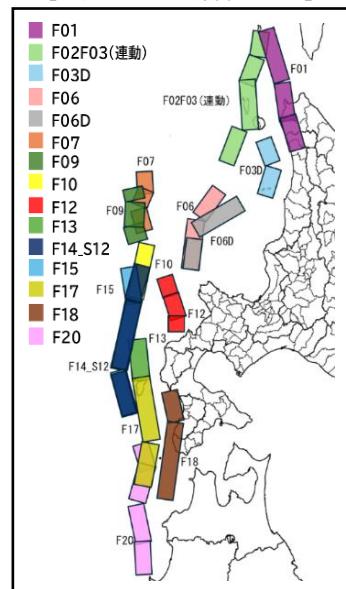
### 1 被害想定の目的

日本海沿岸で最大クラスの地震が発生した際に想定される具体的な被害を算定して、被害の規模等を明らかにすることにより、防災対策の必要性を道民に周知することや道内市町村が個別の地域における防災対策を立案し施策の推進に活用することを目的として、令和7年（2025年）6月に日本海沿岸の被害想定を公表しました。

### 2 想定する断層モデル

平成29年（2017年）に「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」で設定した15断層モデルとしました。

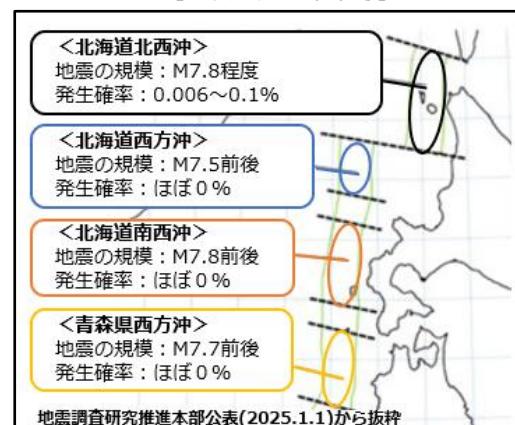
【想定する15断層モデル】



### 3 地震の発生確率等

国の地震調査研究推進本部では、北海道北西沖、西方沖、南西沖及び青森県西方沖で予測される地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した「地震発生可能性の長期評価」を公表しています。（被害想定で設定した15断層モデルそれぞれの発生確率等を示したものではありません。また、「確率が低い=地震が起こらない」という意味ではありません。）

【地震の発生確率等】



### 4 被害想定の結果

日本海沿岸地域の断層ごと（15断層モデル）及び市町村ごと（稚内市から松前町までの33市町村）に被害を想定しており、想定される被害は、断層や時期・時間帯、避難行動の違いによって大きく異なります。

#### 【被害が最大となるもの】

##### ■建物被害

・全 壊 : 約16,000棟 (F01・冬)

##### ■人的被害

- ・死 者 : 約7,500人 (F17 / 冬・深夜、早期避難率が低い場合)
- ・負 傷 者 : 約5,300人 (F01 / 冬・深夜、早期避難率が低い場合)
- ・要 救 助 者 : 約5,600人 (F01 / 冬・夕方)
- ・低体温症要対処者 : 約4,100人 (F02F03連動 / 冬・夕方)
- ・避 難 者 : 約59,000人 (F06D / 発生直後)

（詳細な被害想定結果については、「日本海沿岸の地震・津波被害想定」を参照）

### 第3 日本海沿岸の地域特性と優先的に取り組むべき対策

本指針で整理した具体的な対策のうち、日本海沿岸の地域特性を踏まえ、優先的に取り組むべき対策をとりまとめました。

併せて、これまで取り組んできた対策を継続するとともに、将来的に地震・津波対策の実効性を高めるため、ソフト・ハード両面での対策や長期的な視点に立った災害に強いまちづくりを進めていくことが望まれます。

#### 1 地震の特性

日本海沿岸で想定される地震は、陸地に近い断層によって発生するため、揺れが大きくなる地域があるほか、地震発生から津波到達までの時間が短い地域が多いという特徴があります。国の長期評価では、太平洋沿岸に比べて地震の発生確率は低いとされていますが、「地震が起こらない」ということを意味するものではなく、ひとたび地震が発生すれば甚大な被害が生じる可能性があります。

#### 【優先的に取り組むべき対策】

- 地震・津波訓練を繰り返し実施することにより、避難経路・避難場所やハザードマップの確認、早期避難意識の醸成、非常用持出品の準備など、避難行動の実効性を高めます。また、訓練を通じて把握した課題の改善に取り組みます。  
〔対策番号 3、5、68、70、71、107、108、109〕  
〔目標指標：市町村における地震・津波訓練の実施回数 年1回以上〕
- 地震による建物の倒壊を防ぐため、住宅、建築物等の耐震化を促進します。  
〔対策番号 20、21、22、25、26、27、28、29、30〕  
〔目標指標：住宅の耐震化率〕  
〔目標指標：社会福祉施設の耐震化率〕 等
- 建物倒壊による人的被害を防止し、迅速な避難を行うため、家具等の適正な配置・固定による転倒・落下・散乱防止などの安全対策を推進します。〔対策番号 2、18〕
- JアラートやLアラート等による迅速な情報伝達を行うため、環境整備、マニュアルの見直し、訓練等を実施します。  
〔対策番号 75、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99〕  
〔目標指標：避難指示等に係る具体的な発令基準の策定状況〕
- 地域住民の早期避難意識を醸成するため、学校や地域、関係機関など様々な主体が連携し、防災教育を推進します。〔対策番号 2、3、5、6、7、8、9、10〕  
〔目標指標：地域と連携した1日防災学校を実施している市町村の割合〕 等

## 2 地理的特性

沿岸部に集落が形成され、その背後が急峻な地形となっている地域が多いという特徴があります。

### 【優先的に取り組むべき対策】

- 津波避難ビルの指定や高台の活用など、既存施設等を最大限活用した避難場所の確保を推進します。〈対策番号 32、33〉
- 迅速な避難を可能とするため、避難路の確保や標識等の設置、除雪、整備・維持管理を推進します。〈対策番号 4、10、41、112〉
- 孤立する可能性がある地域での備蓄促進、情報伝達手段の確保、地域内での支援体制など、孤立への備えを推進します。〈対策番号 86、101、141、148、149〉

## 3 社会的特性

人口減少や高齢化の進行により、高齢者等要支援者に対する避難支援や医療・福祉等に関するニーズが高まっています。

### 【優先的に取り組むべき対策】

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定を促進します。〈対策番号 113〉  
〔目標指標：市町村における避難行動要支援者の個別避難計画の策定状況〕
- 医療機関や福祉施設と連携した支援体制や訓練を促進します。  
〈対策番号 114、115、116、122、123、124、125、126〉

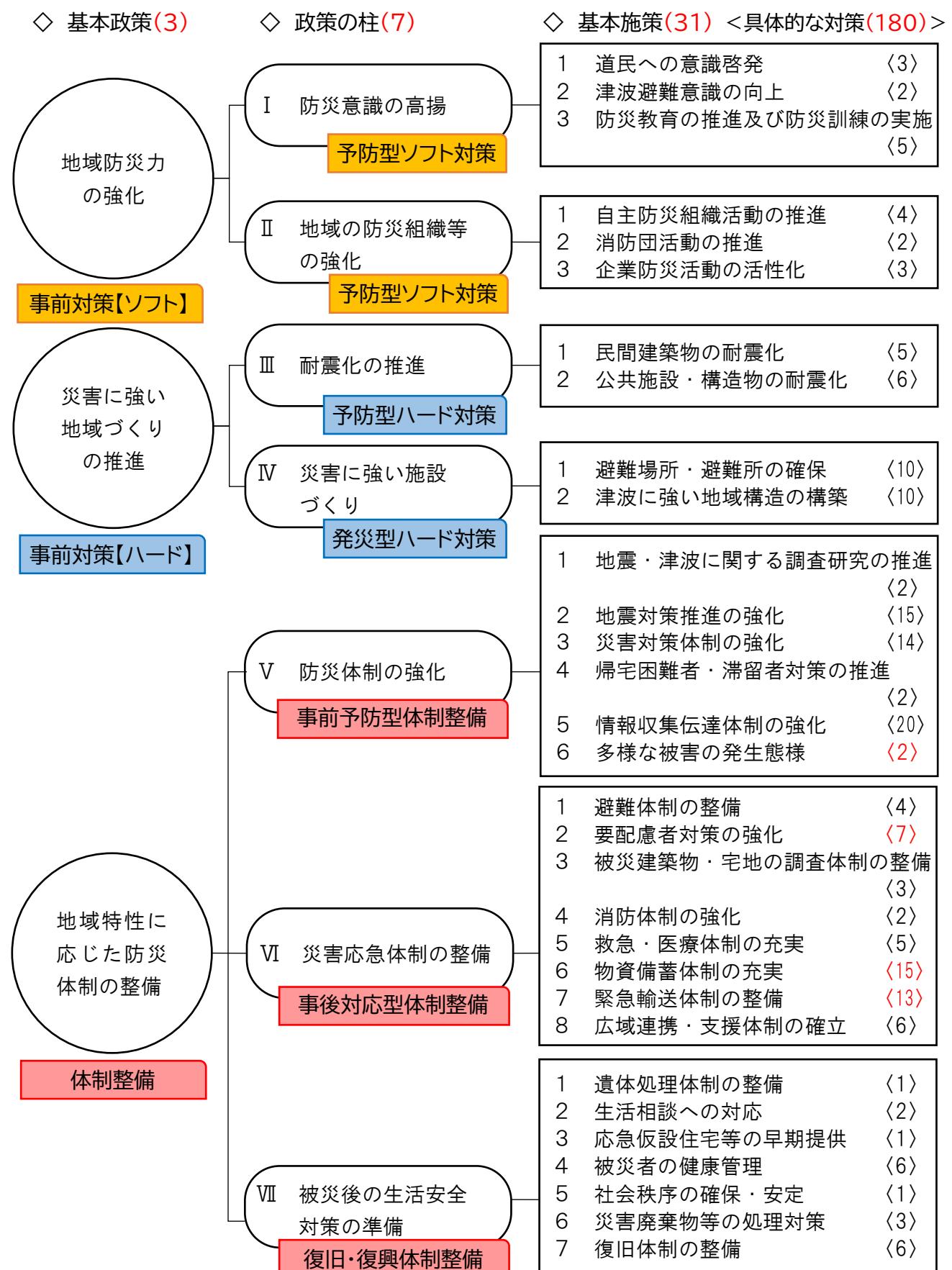
## 4 季節的特性

厳冬期の積雪寒冷や夏期の猛暑など、厳しい気象条件下では避難行動や応急対策が困難になりやすく、災害対応力の一層の強化が求められています。

### 【優先的に取り組むべき対策】

- 暑さや寒さのほか、様々なニーズに対応した避難所の環境改善を促進します。  
〈対策番号 12、35、36、37、38、39、127、133、135、137、138、139、165、166、169、170〉
- 住民に対する非常用持出品の準備や自発的な備蓄を促進するための防災教育を促進します。〈対策番号 134、136〉

## 第4 施策体系



## 第5 具体的な対策

---

### ◇ 地域防災力の強化

#### I 防災意識の高揚【予防型ソフト対策】

##### 1 道民への意識啓発

###### 1 広報展示等による防災意識の醸成

【道、市町村、関係機関】

地震津波等のパネルや津波実験装置・家庭用防災グッズ等を展示したパネル展等の開催により道民の防災意識の醸成を図ります。

(道関係部局:総務部)

###### 2 災害リスクの共有による防災意識の向上

【道、市町村、関係機関】

地形分類や被害想定、施設の耐震特性等に関する情報を始めとする地域の災害リスク及び住家等の耐震化、揺れによる室内散乱を防ぐための家具密度の低減・適正な配置計画・固定などの対策の有効性と限界並びに揺れている最中及びその後の適正な行動等に関する情報や防災施設等の性能効果を周知するとともに、仮に対策に万全を期したとしても、想定し得なかった様々な被害事象が発生する可能性があることについて、地域住民等との共有を図るとともに、住民が自助・共助・公助の役割を理解し、それぞれが「何としても命を守る」という防災意識を向上させる取組を促進します。

(道関係部局:総務部)

###### 3 迅速な避難行動の普及・啓発の推進

【道、市町村、関係機関】

「強い揺れや、弱くても長い揺れが続ければ逃げる」、「津波警報等を見聞きしたら避難」といった迅速な避難行動の基本原則をはじめとした、適切な避難行動の周知徹底が不可欠であり、道民一人一人が想定にとらわれることなく、最大限の避難行動をとらなければならない等の意識醸成に向けた普及・啓発を強力に推進します。

(道関係部局:総務部)

## 2 津波避難意識の向上

### 4 避難誘導標識等の整備促進

【道、市町村】

津波浸水想定等を踏まえ、避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村に助言・支援を行い、整備を促進します。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

### 5 津波からの早期避難意識の醸成

【道、市町村、関係機関】

最大規模の津波に対しては、住民がそのリスクに正しく向き合うとともに、正常性バイアスにとらわれず、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、住民一人一人が迅速かつ主体的に行動することが重要であることから、早期避難意識の維持・向上とともに、避難すべき避難所及び避難経路の確認、避難施設の使い方等、地域での訓練・防災教育等を推進し、自助・共助の取組を強化します。

(道関係部局:総務部)

### 3 防災教育の推進及び防災訓練の実施

#### 6 北海道地域防災マスターの育成

【道、市町村、関係機関】

北海道地域防災マスター認定研修会の開催などにより地域防災リーダーを育成します。

(道関係部局:総務部)

#### 7 情報通信技術(ICT)を導入した防災教育

【道、市町村、関係機関】

Facebook 等のSNSや動画を活用した情報発信及び「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」の構成員と協働した防災教育イベントの実施などにより、道民各層に対する防災教育を推進するとともに、デジタル化した防災教育教材や「北海道防災教育アドバイザー」を北海道地域防災マスターの育成や地域の防災研修に活用することにより防災教育の充実を図ります。 (道関係部局:総務部)

#### 8 学校と地域における防災教育の充実

【道、市町村、関係機関】

新たな防災教育・訓練手法の開発・普及等を行う実践的な防災教育モデルを構築するとともに、児童生徒の防災意識の向上や地域との連携による安全体制の構築を図るため、高校生防災サミットや1日防災学校を開催するなど、学校及び地域における防災教育の一層の充実を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
地域と連携した1日防災学校を実施している市町村の割合	100% (2029)	地域と連携した1日防災学校を実施している市町村の割合
避難(防災)訓練の実施状況(小学校)	100% (2029)	地震に加え、風水害等の自然災害に応じた訓練を実施した小学校の割合
避難(防災)訓練の実施状況(中学校)	100% (2029)	地震に加え、風水害等の自然災害に応じた訓練を実施した中学校の割合
避難(防災)訓練の実施状況(高等学校)	100% (2029)	地震に加え、風水害等の自然災害に応じた訓練を実施した高等学校の割合

(道関係部局:総務部、教育庁)

#### 9 学校等教育機関における防災思想の普及

【道、市町村、関係機関】

高等学校において地理総合が必修科目となり、教科教育として防災教育が行われることとなったことも踏まえ、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実を図るなど、学校等の教育機関の児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実に努めます。 (道関係部局:総務部、教育庁)

#### 10 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた防災教育等の推進

【道、市町村、関係機関】

防寒着等の準備、身の回りの避難路の除排雪や避難路に障害物を置かないなど、迅速に避難するための日頃からの備えや、低体温症の予防方法など、積雪寒冷期における避難を考慮した自助の意識を高めるため、防災教育・防災訓練等を推進します。 (道関係部局:総務部、教育庁)

## II 地域の防災組織等の強化[予防型ソフト対策]

### 1 自主防災組織活動の推進

#### 11 自主防災組織の活動力バー率の向上

【道、市町村】

自主防災組織率向上を図るため、市町村への優良事例の情報提供や地域全体でのニーズ共有・相互支援を目的とした意見交換会を開催するほか、組織率の低い市町村に対し研修会等を開催するなど自立的な地域防災活動を支援します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
自主防災組織活動力バー率	87.7% (2033)	全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

(道関係部局:総務部)

#### 12 自主防災組織による避難所運営(発災直後)の推進

【道、市町村、関係機関】

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるため、『Doはぐ』を活用した避難所運営の模擬体験や避難所訓練の機会を通じ、それぞれが果たすべき役割等について確認を行うなど、自主防災組織の避難所運営への積極的な参画を推進します。

(道関係部局:総務部)

#### 13 自主防災組織と消防機関の連携強化

【道、市町村、関係機関】

自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、地域住民等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を促進します。

(道関係部局:総務部)

#### 14 地域コミュニティによる地域防災力の充実

【道、市町村、関係機関】

平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織活動力バー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等による自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブ、地域赤十字奉仕団等の活性化、防災教育の充実や訓練の実施等を行うとともに、消防団、常備消防との連携強化等のあらゆる手段を活用することにより地域防災力の充実を図ります。

(道関係部局:総務部)

### 2 消防団活動の推進

#### 15 消防団への入団促進

【道、市町村】

消防本部など関係機関等と連携し、防災イベント等で消防団活動の紹介、大学等での説明会の開催など、地域防災力の中核を担う消防団の入団促進へ向けた取組を行います。(道関係部局:総務部)

#### 16 消防団の体制強化

【道、市町村】

消防本部など関係機関等と連携し、操法訓練大会の開催や技術指導を行うほか、国等の補助を活用した装備・施設の充実を促進します。

(道関係部局:総務部)

### 3 企業防災活動の活性化

#### 17 企業における事業継続体制の強化

【道、市町村、関係機関】

道内中小企業の事業継続計画(BCP)策定の促進を図るため、セミナーの開催や企業への専門家派遣、「北海道版BCP策定の手引き」による普及啓発を行うとともに、「事業継続力強化支援計画」の策定及び関連事業の実施を担う法定経営指導員の設置に関し、必要な支援を行います。

(道関係部局:経済部)

#### 18 企業等における防災活動の充実強化

【道、市町村、関係機関】

津波の影響を受ける企業等における、建築物の耐震化や什器等の固定・不燃化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備等による顧客及び従業員の生命の安全確保や顧客、従業員及び家族の安否確認を行うための必要な助言などを行います。また、従業員に対して、消防団や自主防災組織等への加入を促進することなどにより、自助・共助意識の向上や応急活動体制の強化を図るなどして、地域防災力向上に積極的に貢献する取組を促進します。

(道関係部局:総務部)

#### 19 経済活動の機能維持体制の強化

【道、市町村、関係機関】

サプライチェーンの寸断等による生産・サービス活動の低下の影響を可能な限り低減させるため、部品・原材料の代替手段、重要データのバックアップ、取引先等への情報発信・情報収集手段の確保等を事業継続計画(BCP)に反映させ、点検、見直しを継続的に行うよう働きかけます。

(道関係部局:経済部)

◇ 災害に強い地域づくりの推進  
Ⅲ 耐震化の推進[予防型ハード対策]  
1 民間建築物の耐震化

**20 住宅及び建築物等の耐震化の促進**

【道、市町村、関係機関】

戸建て住宅の無料耐震診断や耐震改修に対する支援を実施するとともに、市町村に対し耐震改修に係る補助制度の創設や制度拡充の働きかけを行うほか、耐震診断が義務付けられているホテルや旅館などの民間の大規模建築物に対し耐震診断や改修等に係る支援を実施するなど「北海道耐震改修促進計画」に基づく施策を推進し、住宅・建築物の耐震化を促進します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
住宅の耐震化率	95% (2025)	住宅の耐震化率 ※目標値(達成時期)は、北海道耐震改修促進計画に定める値とする

(道関係部局:建設部)

**21 観光施設・文化財等の耐震化の促進**

【道、市町村、関係機関】

中小企業者等が行う観光施設等の耐震改修に対し「防災・減災貸付(耐震改修対策)」による金融支援のほか、重要文化財建造物の所有者に対する耐震化に係る国補助事業の周知・指導などを実施し、観光施設・文化財等の耐震化を促進します。

(道関係部局:経済部、教育庁)

**22 ライフライン施設の耐震化の促進**

【道、市町村、関係機関】

地震発生時に電気、ガス、通信サービス等のライフライン機能が寸断することができないように、ライフライン事業者へライフライン施設の耐震化・耐浪化、特に、人命に関わる病院等の重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進めるよう働きかけます。

(道関係部局:総務部、総合政策部、環境生活部、建設部)

**23 情報インフラの耐震化及び多重化の促進**

【道、市町村、関係機関】

通信等の情報インフラの機能を確保するため、電気通信事業者へ、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化、都市部からの遠隔地である農村・漁村等への情報伝達のためのネットワークの多重化・多様化や非常用電源の整備及び耐震化・非浸水化、燃料の確保等、情報インフラが機能停止に至らないよう対策を進め、携帯電話等の不感地帯の縮小、安否確認手段の周知等を図ります。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

**24 文化財及び史跡等の防災対策の強化**

【道、市町村】

文化財の建造物等の耐震化、美術工芸品等の転倒・転落防止対策、各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を働きかけるとともに、防災部局との文化財所在情報の共有を促進します。

(道関係部局:教育庁)

## 2 公共施設・構造物の耐震化

### 25 公共施設等の耐震化の促進

【道、市町村、関係機関】

教育、医療、社会福祉施設、公園など、多くの住民等が利用する公共施設等の耐震化に係る支援を行うとともに、特に学校施設については、私立学校の耐震化への支援や補助制度等の更なる周知を行うほか、引き続き市町村への働きかけを行い、公立小中学校の耐震化などの早期完了を促進します。また、国に対し耐震化に係る財政支援措置の拡充などを強く提案・要望するなどし、各施設管理者による耐震化を促進します。**さらに、災害時においても、上下水道の必要な機能を維持できるよう、施設の耐震化・老朽化対策等を推進します。**

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
多数の者が利用する建築物の耐震化率	おおむね解消 (2025)	耐震改修促進法第14条第1号に定める 多数利用建築物の耐震化率 ※目標値(達成時期)は、北海道耐震改修促進計画に定める値とする
社会福祉施設の耐震化率	95% (2033)	2階建て又は延べ面積200m <sup>2</sup> 以上の 社会福祉施設の全棟数に占める耐震済みの棟数の割合
公立小中学校の耐震化率	100% (2033)	公立小・中学校における耐震化率
上水道の基幹管路の耐震適合率	61.7% (2029)	主要な管路における耐震適合性のある 管路の割合
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	60.0% (2029)	地震対策上重要な下水管渠のうち、耐震化が行われている割合

(道関係部局:総務部、環境生活部、保健福祉部、建設部、教育庁)

### 26 防災拠点となる市町村庁舎の耐震化の推進

【道、市町村】

災害時の防災拠点となる庁舎の耐震化に係る国の財政支援措置の活用及び代替庁舎の確保について、市町村に対し、助言などの支援を行います。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
市町村庁舎の耐震化率	全国平均値 (2029)	防災拠点となる庁舎の耐震化状況 (2022全国平均値90.6%)

(道関係部局:総務部)

### 27 積雪寒冷地特有の課題に配慮した公共施設等耐震化の支援

【道、市町村、関係機関】

住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保、緊急地震速報の的確な提供等に重点的に取り組み、建築物の耐震化においては、積雪寒冷地特有の課題にも配慮しつつ、必要な対策の実施について助言などの支援を行います。

(道関係部局:総務部、保健福祉部、建設部、教育庁)

### 28 電力供給施設の耐震化の促進

【道、市町村、関係機関】

医療施設、避難所等での救護活動や暑さ・寒さ対策において、特に電気が重要であることを踏まえ、電力事業者へ、発電所、送電網等の耐震化・耐浪化等の推進を働きかけるとともに、非常用電源の整備及び耐震化・非浸水化等による電力の確保や人命に関わる重要施設への電力の安定供給のために必要な対策を促進します。

(道関係部局:総務部)

## 29 交通インフラの耐震化の促進及び代替輸送の確保

【道、市町村、関係機関】

交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等へ、道路橋・鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策、岸壁・臨港交通施設等の耐震改修等を促進させるとともに、交通機能が寸断することがないように、高規格道路等の整備、被災地域外を活用した代替輸送や水上輸送ネットワークも含めた迂回路・代替路の確保、他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進めます。

(道関係部局:総合政策部、建設部)

## 30 水防施設の耐震化の推進

【道、関係機関】

地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用電源等の整備及び耐震化・耐水化を進めます。

(道関係部局:総務部、建設部)

## IV 災害に強い施設づくり[発災型ハード対策]

### 1 避難場所・避難所の確保

#### 31 避難施設等の計画的な整備の促進

【道、市町村、関係機関】

災害時の避難場所として活用される都市公園や、備蓄倉庫等を市町村が国補助事業等を活用して整備等を行う際、助言等の支援を行うなど、計画的な施設整備を促進します。（道関係部局：建設部）

#### 32 津波対策に係る避難場所指定の推進

【道、市町村、関係機関】

避難場所・避難施設、避難路・避難階段等について、最大規模の津波にも対応できるよう、津波浸水想定等を踏まえた整備・指定等を着実に推進します。また、最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を推進します。

（道関係部局：総務部）

#### 33 多様な空間の効果的利用の実現

【道、市町村、関係機関】

公共用地の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や公園等の多様な空間の利用について、事前に管理者と調整した上でリスト化し、隨時、情報を更新するなど、市町村における円滑なオープンスペースの利用体制整備を促進します。

（道関係部局：総務部、建設部）

#### 34 避難所の確保

【道、市町村、関係機関】

発災時には大多数の住民等が避難することが想定されるため、安全な自宅への早期復帰等による避難所における避難者数低減のための対策やさらなる指定避難所の指定、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の避難所としての活用などにより、被害想定に基づいた必要数の確保について市町村に働きかけます。

（道関係部局：総務部）

#### 35 ニーズに配慮した避難所運営

【道、市町村、関係機関】

要配慮者のニーズや男女のニーズの違い、ペットとの同行・同伴避難等に配慮した避難所運営への対応、避難者への迅速・的確な情報提供について働きかけます。

（道関係部局：総務部、環境生活部）

#### 36 福祉避難所の確保及び運営体制の強化

【道、市町村、関係機関】

福祉避難所の意義と目的、平時及び災害時における取組等について、市町村、道民に周知を図るとともに、市町村における福祉避難所の設置・運営に必要な資器材の確保の支援や情報提供、福祉関係団体への協力依頼等により市町村が取り組む福祉避難所の充実を支援します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
福祉避難所の確保状況	100%を維持	福祉避難所を確保している市町村数

（道関係部局：保健福祉部）

#### 37 避難所における良好な生活環境確保の促進

【道、市町村、関係機関】

指定緊急避難場所等の指定状況の実態把握に努めるとともに、想定される災害に応じた施設の選定や整備の状況、収容人数、安全性、管理の状況、感染症対応や厳冬期・猛暑期への備えなど、その適切性を確保するため、市町村に対して適時適切に助言を行い、必要な見直し、確保の取組を支援します。

（道関係部局：総務部）

### 38 避難所運営体制の強化

【道、市町村、関係機関】

訓練等を通じ、**暑さ・寒さ**対策等に必要な備蓄の検証及び避難所環境の整備に対応できる防災力の強化を図ります。  
(道関係部局:総務部)

### 39 避難施設における**暑さ・寒さ**対策の推進

【道、市町村、関係機関】

長期的な避難生活においても、簡易ベッド・防寒具・**冷暖房器具**・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備を促進するとともに、停電時にも既存の**設備等**が使用できるよう、外部電源の確保を促進します。  
(道関係部局:総務部)

### 40 避難施設における移動手段の確保

【道、市町村、関係機関】

避難所におけるニーズが時間の経過とともに変化することに留意しながら、避難所から、行政機関、自宅や知人宅、医療機関、入浴場などへの移動手段を確保する取組を促進します。  
(道関係部局:総務部)

## 2 津波に強い地域構造の構築

### 41 積雪寒冷に配慮した避難路の整備

【道、市町村】

積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがある場合には、避難時間の短縮を図るため、積雪や凍結等に配慮した避難経路の整備等の対策を促進します。  
(道関係部局:総務部)

### 42 海岸施設の耐震化及び嵩上げ並びに積雪寒冷対策の推進

【道、市町村、関係機関】

発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の津波に対応できるよう、必要に応じて、海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整備、既設の海岸堤防等の嵩上げ、耐震対策、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行います。また、積雪寒冷期においては、積雪や凍結等により水門等の閉鎖に支障が生じないよう対策を推進するよう働きかけます。併せて防災意識向上のため、住民には水防施設の性能効果やその限界についても周知し過信することのないよう、津波発生時における迅速かつ適切な避難行動についての教育を同時に推進します。  
(道関係部局:総務部、水産林務部、建設部)

### 43 海岸防災林等の整備の推進

【道、市町村、関係機関】

津波エネルギーの減衰等の効果が期待される海岸防災林の整備を推進するとともに、地域の実情に応じて津波が海岸堤防等を越流した場合でも、後背地の被害の軽減を図るため、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等の整備に取り組みます。  
(道関係部局:水産林務部、建設部)

### 44 公共施設等の移転等による津波対策の推進

【道、市町村、関係機関】

地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関する社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化等を推進するとともに、津波避難のための避難路や避難場所の整備等の対策も勘案しつつ、必要に応じて、住宅や要配慮者施設を周辺の高台等の浸水の危険性の低い場所に移転するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を促進します。  
(道関係部局:総務部、保健福祉部、建設部、教育庁)

#### 45 災害リスクに対応した土地利用計画等の策定

【道、市町村、関係機関】

市町村が、最大規模の津波への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地域の実情や将来像等を踏まえ、住宅や商業施設の災害リスクの低い地域への誘導を図るなど、災害リスクに対応した土地利用計画や事前復興まちづくり計画を策定する取組を支援します。

(道関係部局:総務部、総合政策部、建設部)

#### 46 農地・農業水利施設の保全管理及び営農施設の整備支援

【道、市町村】

農地や農業水利施設、農道等の長寿命化を図るため、ストックマネジメント手法を活用して機能診断に基づく劣化状況等に応じた補修・更新などを計画的に行う、戦略的な保全管理を推進するとともに、**生産基盤の強化等に係る営農(畜産)施設の整備**を支援するほか、農業関係者のみならず、地域住民が参加する保全管理活動を支援します。

(道関係部局:農政部)

#### 47 農地・農業水利施設の機能強化

【道、市町村】

地震動や津波による被害の未然防止又は軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農地に係る、地すべりの防止又は軽減を図る対策及び海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を促進します。

(道関係部局:農政部)

#### 48 ため池等の防災対策の促進

【道、市町村、関係機関】

**防災重点農業用ため池**の存する市町村や所有者等と連携を図り、**耐震性、豪雨に関する詳細調査**を実施後、**防災対策を推進し**、被害の軽減を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
防災重点農業用ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合	100% (2029)	決壊すると多大な影響を与える防災重点農業用ため池の詳細調査の実施割合

(道関係部局:農政部)

#### 49 港湾施設の機能強化

【道、市町村、関係機関】

計画的な港湾施設の老朽化対策やターミナル機能の強化、耐震化等の推進に向けて、国に必要な予算の確保を提案・要望し、港湾の機能強化を図ります。

(道関係部局:総合政策部)

#### 50 港湾・漁港施設における防災・減災対策

【道、市町村、関係機関】

地震動や津波による災害時においても港湾・漁港の流通機能をできるだけ確保するため、港湾・漁港施設の**長寿命化対策**、耐震化・耐浪化、漁船・船舶や養殖施設の係留の促進を図るとともに、港湾・漁港施設が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策を推進します。

(道関係部局:総合政策部、水産林務部)

◇ 地域特性に応じた防災体制の整備  
▽ 防災体制の強化[事前予防型体制整備]  
1 地震・津波に関する調査研究の推進

**51 地震・津波等に関する調査研究の推進**

【道、関係機関】

「北海道立総合研究機構」等の試験研究機関が行う地震・津波対策に係る調査研究への支援・協力を  
行うとともに、調査研究結果の情報共有を図ります。

(道関係部局:総務部)

**52 地質地盤等に関する調査研究の推進**

【道、関係機関】

本道は、地震活動の活発な地域であり、過去の地震により多くの被害を被ってきたことから、本道  
の特性を考慮した地震防災対策に資するため、地質地盤等に関する調査研究の推進に努めます。

(道関係部局:総務部)

**2 地震対策推進の強化**

**53 建築物の長寿命化の推進**

【道、市町村】

公共施設等において、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減・平準化を図る  
予防保全型の維持管理を進めるほか、点検・診断や維持管理・更新にも活用可能な交付金制度の創設  
や要件の緩和などについて、国への要望を実施します。

(道関係部局:総合政策部、建設部)

**54 既存建築物の老朽化対策等**

【道、市町村】

市街地再開発事業等の支援制度の活用に向け市町村への助言等を行うなど円滑な事業実施を図り、  
老朽建築物の建替等を促進するとともに、「空き家等対策に関する取組方針」に基づき北海道空き家  
情報バンクの運営・周知など、空き家の有効活用等の促進に向けた取組を推進します。

(道関係部局:建設部)

**55 防火対策の強化及び火災予防活動の促進**

【道、市町村、関係機関】

消防法令違反の是正や住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理による防火対策の強化とともに、  
火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進します。

(道関係部局:総務部)

**56 感震ブレーカーの普及促進**

【道、市町村、関係機関】

電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の住宅火災を防止する機器の普及  
を促進します。

(道関係部局:総務部)

**57 住宅用消火資機材の普及促進及び消火活動体制の充実**

【道、市町村、関係機関】

地震時の住宅における出火防止や初期消火の対策のため、安全装置が設置されている暖房器具、  
調理器具等の使用や住宅用消火器、エアゾール式簡易消火用具等の普及を促進する。また、消火活動  
を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充  
実、消防水利の確保等を図ります。

(道関係部局:総務部)

## 58 屋外灯油タンク等による二次被害の防止

【道、市町村、関係機関】

地震に伴う火災等の二次被害防止のため、屋外の灯油タンクやLPガス容器の適切な設置・管理が行われるよう、基準の遵守の指導等に努めます。

(道関係部局:総務部)

## 59 土砂災害・地盤災害・液状化対策の推進

【道、市町村、関係機関】

地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進します。また、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の耐震化等を推進します。

(道関係部局:水産林務部、建設部)

## 60 地震による雪崩災害の防止軽減

【道、市町村、関係機関】

地震により発生する雪崩災害の防止・軽減を図るため、雪崩の発生危険箇所の調査や情報開示、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、地震後の緊急点検体制の整備、応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図ります。

(道関係部局:建設部)

## 61 軟弱地盤地域における液状化対策の推進

【道、関係機関】

臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進します。

(道関係部局:建設部)

## 62 長周期地震動等による被害の防止及び軽減

【道、市町村、関係機関】

国及び関係事業者と連携し、長周期地震動等による石油コンビナート施設や高層建築物の被害の防止や低減のための対策を推進します。

(道関係部局:総務部)

## 63 給油所等の災害対応力の強化

【道、市町村、関係機関】

給油所等の災害対応能力強化を通じてサプライチェーンを維持し、より確実な石油供給に努めます。

(道関係部局:経済部)

## 64 エレベーターの地震時管制運転装置の普及促進

【道、関係機関】

地震時管制運転装置の普及促進等によるエレベーターの安全対策を推進します。また、エレベーター内に閉じ込められた者の早期救出のための体制整備を推進するとともに、運転休止したエレベーターの早期復旧のために建築物管理者や利用者の理解・協力を得るべき事項について周知を図ります。

(道関係部局:建設部)

## 65 臨海部の工業地帯の地震・津波防災性の充実

【道、市町村、関係機関】

石油コンビナート及び周辺の安全確保のため、引き続き、「石油コンビナート等災害防止法」(昭和50年法律第84号)、「消防法」(昭和23年法律第186号)、「高圧ガス保安法」(昭和26年法律第204号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等の災害の防止に関する法律に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難勧告・避難誘導等が的確に行われる体制の整備等の対策を促進するほか、事業者への指導等に努めます。

(道関係部局:総務部、経済部)

## 66 地盤沈下等により長期湛水する地域の安全確保

【道、市町村、関係機関】

地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生し、長期間湛水した状況が続く危険性のある地域の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検・耐震化、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場等の整備により、平常時の管理体制の充実を図るとともに、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成・周知、発災時の情報伝達体制の充実を図ります。

(道関係部局:総務部、建設部)

## 67 道路防災総点検等による道路斜面等の保全

【道、市町村、関係機関】

落石や岩盤崩壊など、道路防災総点検や道路陥没を未然に防ぐための路面下空洞調査を実施し、その結果を踏まえ、早期に対策が必要な箇所の対策工を実施するとともに、その他の箇所についても、現地の状況を勘案し、緊急性の高い箇所の対策工を実施します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所の対策率(道道)	42.8% (2029)	落石や岩石崩落などの要対策箇所への対策

(道関係部局:建設部)

## 3 災害対策体制の強化

### 68 地震・津波訓練の実施

【道、市町村、関係機関】

広域災害を想定した複数振興局での訓練など、北海道防災会議が主催する実践的な北海道防災総合訓練を通じ、防災関係機関相互の連携強化を図ります。また、市町村が実施する地震・津波訓練の企画等を支援します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
北海道防災総合訓練の実施件数	毎年実施	毎年度に実施した北海道防災総合訓練の実施件数
市町村における地震・津波訓練の実施回数	年1回以上	各市町村において毎年度に実施した地震・津波訓練の実施回数

(道関係部局:総務部)

### 69 安全で効果的な航空機運用体制の確立

【道、市町村、関係機関】

北海道防災総合訓練や他の機関が主催する訓練、北海道ヘリコプター等運用調整会議を通じ、航空機の安全運航や災害時における活動・連携についての意見交換や協議等を行い、更なる相互連携と安全で効果的な航空機の運用体制の確立を図ります。(道関係部局:総務部、保健福祉部、警察本部)

## 70 専門部隊等との合同訓練の実施

【道、市町村、関係機関】

専門部隊等の災害対応能力の強化を図るため、国や他県の関係機関等と連携した合同訓練を実施するほか、北海道警察の災害訓練において災害想定に合わせた模擬家屋等を設置するなど効果的な訓練環境を整備します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
北海道警察災害警備訓練の実施件数	毎年実施	毎年度に実施した北海道警察災害警備訓練の実施件数

(道関係部局:総務部、警察本部)

## 71 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練実施の推進

【道、市町村、関係機関】

防災訓練を実施する際は、避難時の低体温症のリスクや積雪等による避難の遅れに配慮し、暖房器具等の使用方法や外部電源の供給方法の確認、移動時の防寒装備の装着等を実施するなど、実践的な訓練となるよう助言等を行います。

(道関係部局:総務部)

## 72 市町村における業務継続体制の整備

【道、市町村】

市町村職員を対象に実施する業務継続計画(BCP)策定研修等を通じて、市町村地域防災計画や業務継続計画の見直しを促進します。

(道関係部局:総務部)

## 73 市町村の業務継続に必要な施設整備の推進

【道、市町村】

災害時の防災拠点となる庁舎の非常用電源設備等の整備及び耐震化・非浸水化を進めるとともに、災害時の防災拠点となる庁舎の耐震化に係る国の財政支援措置の活用及び代替庁舎の確保について、市町村に対し、助言などの支援を行います。

(道関係部局:総務部)

## 74 被災市町村の行政機能の確保

【道、市町村】

市町村の業務継続計画(BCP)について、災害時における行政機能の確保に向けた推進会議の開催や、道のホームページを活用した先進事例の情報提供、BCP 策定研修会の開催など計画の内容充実に向けた取組を推進します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
業務継続体制が整備されている市町村の割合	全国平均値 (2029)	国が定める重要6要素を全て規定したBCPを備えた市町村の割合 (2023 全国平均値 49.2%)

(道関係部局:総務部、総合政策部)

## 75 市町村の情報通信技術(ICT)部門における業務継続計画策定の促進

【道、市町村】

市町村の ICT-BCP については、引き続き ICT-BCP の必要性や策定手順などの情報提供を行い、未策定市町村における ICT-BCP 策定を促進します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)が策定されている市町村の割合	全国平均値 (2029)	道内の市町村で ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)が策定されている市町村の割合 (2023 全国平均値 56.2%)

(道関係部局:総合政策部)

## 76 業務継続に特に重要な事項を定めた計画策定の推進

【道、市町村】

災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、これらの業務に必要となる人員、参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画(BCP)を策定し、定期的な訓練等を踏まえた計画の改定等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高めます。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図るとともに、特に地方公共団体においては、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う等、受援体制の整備に努めます。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
受援計画が策定されている市町村の割合	100% (2029)	受援計画が策定されている市町村の割合

(道関係部局:総務部、総合政策部)

## 77 災害用井戸などの地下水利用の推進

【道、市町村、関係機関】

災害用井戸・湧水などの地下水利用について、災害発生時の対応や平時からの地下水マネジメントなど国のガイドラインに基づき検討を進める。 (道関係部局:総務部、総合政策部、環境生活部)

## 78 ボランティアの生活環境への配慮

【道、市町村、関係機関】

被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、行政・NPO・ボランティアの三者の連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮します。

(道関係部局:総務部、保健福祉部)

## 79 ボランティアの活動環境整備の推進

【道、市町村、関係機関】

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた活動環境の整備を図ります。 (道関係部局:総務部、保健福祉部)

## 80 ボランティア活動に係る情報共有体制強化の推進

【道、市町村、関係機関】

行政・NPO・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修会や訓練を通じて推進します。

(道関係部局:総務部、保健福祉部)

## 81 ボランティアの受入体制の確保及び技能の効果的活用

【道、市町村、関係機関】

ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等により、その受入体制を確保するよう努めます。また、ボランティアの受入れに際して、介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供します。 (道関係部局:総務部、保健福祉部)

## 4 帰宅困難者・滞留者対策の推進

### 82 帰宅困難者支援の推進

【道、市町村、関係機関】

災害時における帰宅困難者対策として、**多様**な媒体を通じて気象情報、道路の通行止めや**交通機関**の運休状況、一時避難場所などに関する情報を**迅速に周知する**とともに、民間企業とも連携し、**冬期**も考慮した帰宅困難者支援の取組を促進します。  
(道関係部局:総務部)

### 83 大規模施設における滞留者対策の強化

【道、市町村、関係機関】

高層ビル、駅、地下街、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における、利用者への適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を促進します。  
(道関係部局:総務部)

## 5 情報収集伝達体制の強化

### 84 災害時における情報収集体制の整備

【道、市町村、関係機関】

災害対策に必要な監視・観測機器の情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、老朽機器の更新や未整備箇所への観測機器の計画的な整備を推進するとともに、各機関が保有するカメラ映像等を活用し、悪天候等が予想される際の気象解説や現地の状況把握に取り組みます。  
(道関係部局:総務部、建設部)

### 85 航空機による情報収集体制の強化

【道、市町村、関係機関】

リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報やドローン等の先端技術を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を収集する体制を充実させるほか、関係機関間において、総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させます。  
(道関係部局:総務部、警察本部)

### 86 被災地域の状況把握体制の充実

【道、市町村、関係機関】

消防団や自主防災組織との情報伝達体制や民間企業等からの技術支援に加え、ヘリコプター・航空機、人工衛星、ドローン等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により、道路寸断等の被害を含む被災地域の状況把握体制を充実させるとともに、孤立集落等に対する物資供給や救助活動のため、ヘリコプターの離着陸適地の選定・確保・整備及び必要な設備の確保を図ります。  
(道関係部局:総務部、建設部、警察本部)

### 87 情報連絡体制の強化及び災害情報の共有化

【道、市町村、関係機関】

各種訓練・会議等を通じて、国、道、市町村、民間等との情報連携体制の強化を図ります。また、災害応急対策に必要な災害情報を記した防災関係機関が共有できる**地図機能**の更新・充実を図ります。  
(道関係部局:総務部)

## 88 北海道総合行政情報ネットワークの計画的な更新

【道、市町村】

災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話や衛星インターネット通信機器の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進するとともに、操作方法の習熟を促進します。 (道関係部局:総務部)

## 89 防災情報のデータ連携環境の整備

【道、市町村、関係機関】

総合防災情報システムを用いた防災情報の集約、地図情報への加工、災害対応機関への提供等の防災情報データ連携のための環境整備に努めます。 (道関係部局:総務部)

## 90 情報通信技術(ICT)を活用した防災情報連携環境の整備

【道、市町村、関係機関】

民間の最新技術の導入を推進するなどして、防災情報のデータ連携のための環境整備を図るとともに、ドローンカメラ等に代表される各種IoTデータの防災関係機関間での適切な取得・共有等が可能となるよう、データ形式や使用する機器の規格等の技術的な標準手法の整理を検討し、災害対応の高度化を図ります。 (道関係部局:総務部、経済部、警察本部)

## 91 避難情報発令基準の策定の促進

【道、市町村、関係機関】

避難情報の発令基準の策定状況や課題把握に努め、市町村訪問等により避難対策の課題を把握し、必要な助言を行うなど発令基準の策定・改定を促進します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
避難指示等に係る具体的な発令基準の策定状況(津波災害)	100%を維持	市町村における避難情報に係る具体的な発令基準の策定割合

(道関係部局:総務部)

## 92 北海道防災情報システムの効果的な運用

【道、市町村、関係機関】

北海道防災情報システムと連携している L アラートやポータルサイト、メール等の効果的な活用などにより情報伝達体制の強化を図るなど、住民等への災害情報伝達手段の多重化に関する取組を促進します。 (道関係部局:総務部、総合政策部)

## 93 災害情報提供体制の強化

【道、市町村、関係機関】

民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策を推進します。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

## 94 災害時における情報提供の推進

【道、関係機関】

主要幹線道路又は主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路等において、光ビーコン・交通情報板・信号機電源附加装置の計画的な整備を推進します。 (道関係部局:警察本部)

## 95 迅速かつ正確な情報の収集及び発信の実効性の確保

【道、市町村、関係機関】

被災者等への正確な情報を伝達するため、災害対策本部指揮室において報道専門官による報道発表を行うほか、SNS等を活用した情報発信を行います。また、防災訓練の実施などを通じて関係機関の連携強化を図り、迅速かつ正確な情報収集や情報発信の実効性の確保を図ります。

(道関係部局:総務部)

## 96 火災時における適切な情報提供体制の充実

【道、市町村、関係機関】

火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、緊急時の避難場所から大規模な火事に対応している避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地域住民等に対して適切な情報提供を行う体制の充実を促進します。

(道関係部局:総務部)

## 97 被災者ニーズの把握及び適切な情報の提供

【道、市町村、関係機関】

道民に対し、災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等を的確に提供するため、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築します。特に、被災者への情報提供については、被災者ニーズを十分把握し、医療機関等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報等被災者に役立つ情報を適切に提供することとし、被災者の置かれている多様な生活環境、居住環境等に鑑み、防災行政無線、Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ(ワンセグ等を含む)、ラジオ(コミュニティFMを含む)、携帯電話(緊急速報メール機能、アプリ、SNSを含む)、緊急警報放送、インターネット等多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築します。併せて、近年は大規模災害発生時に口コミやSNS上で不正確な情報が出回るケースが散見されることから、住民に対して正確な情報の発信を行います。また、これらの体制・仕組みの構築にあたっては、高台等一時避難場所にいる避難者、視覚・聴覚障害者、外国人等に対しても的確な情報伝達がなされるよう配慮します。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

## 98 津波フラッグによる津波警報等の伝達

【道、市町村、関係機関】

必要に応じて、伝達実施者の安全に配慮しながら、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客へ津波警報等を伝達する取組を促進します。

(道関係部局:総務部)

## 99 災害時における情報提供体制の確保

【道、市町村、関係機関】

災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めて、あらかじめ計画しておくとともに、発災後には、記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図ります。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

## 100 後発地震への注意を促す情報の的確な伝達

【道、市町村、関係機関】

後発地震への注意を促す情報の内容や後発地震に対する防災対応等を的確に伝達するため、平時からの周知を継続的に行うとともに、関係機関、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築します。

(道関係部局:総務部)

## 101 孤立集落への情報提供体制の確保

【道、市町村、関係機関】

集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるとともに、多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震化及び非常用電源の確保を進めます。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

## 102 安否確認手段の多重化の推進

【道、市町村、関係機関】

避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、複数の安否確認手段を使用することの必要性や使用順位を決めておくことの重要性等について周知します。

(道関係部局:総務部)

### 103 災害時の安否情報の収集・提供体制の整備

【道、市町村、関係機関】

国民保護法に基づく安否情報システムの全国一斉操作訓練を通じ、参加団体の理解促進・操作習熟を図ります。

(道関係部局:総務部)

## 6 多様な被害の発生態様

### 104 複合災害を考慮した応急対策体制の構築

【道、市町村、関係機関】

二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、大雪、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、積雪寒冷地特有の課題も踏まえ、適切に事前対策を実施するとともに、**日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や日本海沿岸などで大規模な地震**が発生した場合には、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損や、土砂災害危険箇所等における土砂災害や河道閉塞の発生等の有無について緊急的に点検・調査を実施し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築します。さらに、これら重要施設や避難場所・避難経路が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、適切な避難情報の発令のタイミング、対象地域、災害に応じた避難場所を設定するよう働きかけます。 (道関係部局:総務部、建設部)

### 105 複合災害の発生を考慮した応援対策体制の整備

【道、市町村、関係機関】

**地震**と事故災害などが複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員が限られることから、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催方法などについて、事前の検討を進めます。

(道関係部局:総務部)

## VI 災害応急体制の整備[事後対応型体制整備]

### 1 避難体制の整備

#### 106 市町村における津波防災まちづくりの支援

【道、市町村、関係機関】

津波浸水想定や被害想定を踏まえ、防災対策の検討を進めるほか、沿岸市町村の津波防災まちづくりの支援を行います。

(道関係部局:総務部、建設部)

#### 107 市町村の津波ハザードマップ策定等の促進

【道、市町村】

津波浸水想定等を踏まえた市町村の津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂の促進を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
津波ハザードマップを作成した市町村の割合	100% (2029)	津波ハザードマップを作成した市町村の割合
津波避難計画を作成した市町村の割合	100% (2029)	市町村における津波避難計画の策定割合

(道関係部局:総務部、総合政策部)

#### 108 市町村における避難誘導標識等設置の促進

【道、市町村】

避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村に助言・支援を行い、整備を促進します。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

#### 109 多様な手段による避難の検討

【道、市町村】

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷等により円滑な避難ができないおそれがあること、多くの避難者が自動車を利用した場合、道路渋滞や交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難について、「徒歩避難の原則」の周知を図ります。一方、徒歩による避難が難しい場合等には、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞及び交通事故の可能性が低いことを慎重に確認したうえで、自動車等を用いた避難についても検討を促します。

(道関係部局:総務部)

### 2 要配慮者対策の強化

#### 110 災害時における要配慮者支援対策の推進

【道、市町村、関係機関】

災害時に要配慮者となる外国人観光客に対する情報発信として、関係機関や交通事業者等が連携し、多言語に対応した「北海道旅の安全情報」サイトなどにおいて、主な交通機関の交通障害等の情報を発信するとともに、SNS等の活用による情報発信を行うなど、観光客の安全確保に向けた取組を推進します。

(道関係部局:経済部)

#### 111 在住外国人への支援

【道、関係機関】

「災害時の外国人支援に関する協定」に基づき、「北海道災害時外国人支援センター」を設置し、北海道在住外国人からの相談等に多言語で対応するなど、外国人への支援活動を行います。

(道関係部局:総合政策部)

## 112 道路案内標識等の多言語化の促進

【道、市町村、関係機関】

災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道道における道路案内標識等の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、地域の観光団体等に対する支援を通じ道路案内標識の外国語併記やピクトグラム表記を推進し、観光地における案内表示等の多言語化を促進します。

(道関係部局:経済部、建設部)

## 113 市町村における避難行動要支援対策の支援

【道、市町村、関係機関】

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新を促進するため、道内市町村の取組状況等を把握し、情報提供するほか、様々な機会を活用して「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」の周知を図るなど、市町村における避難行動要支援者対策を支援します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
市町村における避難行動要支援者の個別避難計画の策定状況	全国平均値 (2029)	市町村における避難行動要支援者の個別避難計画の策定割合 (2024 全国平均値 91.8%)

(道関係部局:保健福祉部)

## 114 北海道災害派遣ケアチームによる福祉的対応支援

【道、関係機関】

災害時に福祉避難所などに人材を派遣する「DCAT(北海道災害派遣ケアチーム)」の制度周知を進めるとともに、必要に応じ、関係団体の参加について協力要請を行います。

(道関係部局:保健福祉部)

## 115 災害時における福祉支援体制の構築

【道、関係機関】

国のガイドラインに基づき、災害福祉支援ネットワーク会議を開催し、平時から関係機関との情報共有等を図るほか、関係者の研修・訓練を実施するなどして、災害発生時の支援体制の構築を図ります。

(道関係部局:保健福祉部)

## 116 災害時における社会福祉施設等の相互支援体制の整備

【道、関係機関】

「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、提供できる支援の内容などについて協定締結団体との情報共有を図るなど人的・物的支援体制の継続と実施体制の充実を図ります。

(道関係部局:保健福祉部)

## 3 被災建築物・宅地の調査体制の整備

### 117 住家の被害認定調査に従事する職員の育成支援

【道、市町村】

住家の被害認定調査に従事する市町村職員の育成など、被災市町村の迅速な復旧に向けた効果的な支援方法の検討を行います。

(道関係部局:総務部)

### 118 罹災証明の迅速な交付

【道、市町村】

罹災証明書交付の迅速化のため、住家の被害認定調査体制の充実に必要な対策等を促進します。

(道関係部局:総務部)

## 119 被災建築物及び宅地の応急危険度判定の円滑な実施体制の確保 【道、市町村、関係機関】

被災建築物の余震等による倒壊等から生じる二次災害を防止するため、市町村と連携し、建築団体等の協力を得て応急危険度判定を行うとともに、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会(道協議会)等と連携体制を構築し、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、道協議会に被災宅地危険度判定員の派遣を依頼するなどして、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握します。

(道関係部局:総務部、建設部)

## 4 消防体制の強化

### 120 災害関連情報共有資機材整備の推進 【道、市町村、関係機関】

消防救急デジタル無線の維持管理費や災害用資機材の更新・整備に係る財政支援について国に提案・要望するほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの災害に的確に対処するため、ドローンやヘリコプターを用いた映像伝送システムなどの情報基盤や災害関連情報を共有するための資機材等の整備を推進します。

(道関係部局:総務部、警察本部)

### 121 文化財の防災対策 【道、市町村、関係機関】

火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防機関や地域住民等による消火活動のための設備の整備を促進するとともに、所有者による建築物の不燃化等を促進します。

(道関係部局:総務部、教育庁)

## 5 救急・医療体制の充実

### 122 DMAT(災害派遣医療チーム)の実動訓練の実施 【道、市町村、関係機関】

DMAT(災害派遣医療チーム)の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、災害を想定した実動訓練を実施するとともに、効果的な訓練の実施に向けた検討を行い、適宜改善を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
災害拠点病院における DMAT 保有率	100%を維持	災害拠点病院のうち DMAT(災害派遣医療チーム)を保有している病院の割合
DMAT 実動訓練の実施回数	年 1 回以上	北海道の主催により、DMAT(災害派遣医療チーム)が参加する北海道 DMAT 実動訓練の実施回数

(道関係部局:保健福祉部)

### 123 災害時における保健医療福祉活動体制の構築 【道、市町村、関係機関】

災害時の保健医療福祉活動に係る体制の構築に向け、各種会議や研修、訓練等を通じ保健医療福祉活動チームを構成する各関係機関相互の平時からの連携に取り組みます。

(道関係部局:保健福祉部)

## 124 災害拠点病院における施設設備整備等の促進

【道、市町村、関係機関】

災害拠点病院の施設・設備の整備を進めるとともに、国の支援制度を活用しながら、医療施設等の耐震整備を促進するほか、より多くの医療機関で整備が進むよう新たな支援制度の創設を国に要望します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
通常時の6割程度の発電容量と3日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合	100%を維持	一定以上の自家発電能力を備えている災害拠点病院の割合
災害拠点病院における応急用医療資機材の整備率	100%を維持	応急用資機材を整備している災害拠点病院の割合
災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	100% (2029)	災害拠点病院及び救命救急センターのうち、一定の耐震性を備えている病院の割合

(道関係部局:保健福祉部)

## 125 SCU(空港搬送拠点臨時医療施設)の円滑な運営体制の構築

【道、市町村、関係機関】

大規模災害発生時における医療提供体制を確保するため、平時よりSCU(空港搬送拠点臨時医療施設)の円滑な運営体制の構築に向けた関係機関と連携を進めます。

(道関係部局:保健福祉部)

## 126 災害拠点病院を中心とした広域的な保健医療体制及び搬送体制の充実 【道、市町村、関係機関】

EMIS(広域災害救急医療情報システム)を用いて、大量に発生することが予測される傷病者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報や医薬品備蓄情報等の共有化を図ることにより、医薬品供給体制の充実を図ります。また、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかなDMAT・救護班の派遣、他都府県等へのDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の派遣要請、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域的な医療搬送について体制の充実を図ります。さらに、適時適切な場所への救護所設置や、必要に応じて避難所に救護センターを併設するなど医療救護体制の充実を図ります。その際、積雪や凍結等の条件下での輸送手段に限界があることや積雪等により救助・救急活動に時間を要するなど、積雪寒冷地特有の課題にも配慮し、必要な人員や装備・資機材の確保等の体制の充実を図ります。

(道関係部局:総務部、保健福祉部)

## 6 物資備蓄体制の充実

### 127 協定を活用した備蓄・調達体制の強化

【道、市町村、関係機関】

北海道防災総合訓練などを通じて、協定を締結している企業などとの連携強化を図るとともに、必要に応じて協定内容の見直しや、新規の協定締結を実施します。

(道関係部局:総務部)

### 128 災害時における物資調達に向けた協定締結の促進

【道、市町村、関係機関】

地域間交流の取組を促進するため、道のホームページを通じ、包括交流連携協定締結例の情報発信や協定締結に向けた検討の働きかけを行います。

(道関係部局:総合政策部)

### 129 円滑な物資供給体制構築の促進

【道、市町村、関係機関】

北海道災害対策本部内への物流専門家の配置や物資拠点となる施設等への派遣、物資輸送訓練の実施など円滑な物資供給体制の構築を促進します。また、国が運用する「**新物資システム(B-PLo)**」の活用に向け、研修等の実施により道・市町村職員の操作習熟を図ります。 (道関係部局:総務部)

### 130 緊急通行車両の発災前確認手続の普及啓発

【道、市町村、関係機関】

災害応急対策等が迅速かつ円滑に実施されるよう、指定行政機関や災害時協定を締結している事業者等に対し、一般車両の通行が禁止された道路(緊急交通路)を通行するために必要となる緊急通行車両標章等の交付を受けるための確認手続を、発災前に行うことのできることについて普及啓発を図ります。 (道関係部局:総務部)

### 131 物資供給に係る連携体制の構築

【道、市町村、関係機関】

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、北海道災害ボランティアセンターが行う「ネットワーク会議」の開催などによる関係機関等との連携体制の構築のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材育成の支援や、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の普及促進などを通じて、道内の被災者支援体制の充実強化を促進します。 (道関係部局:総務部、保健福祉部)

### 132 広域的な物資供給・調達体制の整備

【道、市町村、関係機関】

各種会議や(総合)振興局と市町村との防災合同研修を活用し、市町村に備蓄の必要性を周知するとともに、「**新物資システム(B-PLo)**」を活用した訓練を実施するなど市町村と連携した広域的な物資の供給・調達体制の整備に向けた取組を進めます。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
新物資システムを活用した訓練の実施	毎年実施	新物資システムを活用した訓練の実施

(道関係部局:総務部)

### 133 防寒対策等及び感染症対策物資の備蓄の促進

【道、市町村】

市町村が行う備蓄品の整備に対する支援制度の周知を行うなど、避難所の良好な生活環境を確保するため、冷暖房機器、簡易トイレ、パーティション、発電機などの備品、感染症対策物資等の備蓄の促進を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
市町村における非常用電源等の備蓄状況	179 市町村 (2029)	非常用電源等を備蓄している市町村の割合

(道関係部局:総務部、**総合政策部**)

### 134 住民、企業等における自発的な備蓄の促進

【道、市町村、関係機関】

防災関係機関と協働する防災教育イベントにおいて、備蓄食料や防災グッズ等、自発的な備蓄に関する啓発を実施します。また、ホームページ、Facebook 等SNSを活用し、住民や企業等における 最低3日間、推奨1週間の食料等及び業務の継続に要する物資の備蓄の必要性に関する情報発信を行います。 (道関係部局:総務部)

### 135 市町村における非常用物資の備蓄体制の強化

【道、市町村、関係機関】

市町村における防災訓練や研修、地域防災マスターフォローアップ研修等において、各地域での備蓄に関する啓発を実施します。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

### 136 住民に対する積雪寒冷対策物資等の備蓄促進

【道、市町村、関係機関】

停電により暖房機能が停止した場合は、在宅避難の場合であっても低体温症を発症するリスクが高まることから、ポータブルストーブ等の備蓄と安全な使用方法について啓発を行います。また、断水によりトイレが使えなくなることから、簡易トイレの備蓄の促進を図ります。(道関係部局:総務部)

### 137 ニーズに配慮した物資の備蓄促進

【道、市町村、関係機関】

暑さ・寒さ対策に関するニーズ(防寒具、冷暖房器具、発熱剤入り非常食等の準備)、要配慮者のニーズ(流動食、アレルギー対応食、育児用ミルク等の準備)や男女のニーズの違い等に配慮した物資の備蓄を促進します。また、屋内において要配慮者(車いす使用者、高齢者等)に対応できるラップ式トイレ等の備蓄・整備を促進します。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

### 138 避難所及びライフライン等重要施設における備蓄の促進

【道、市町村、関係機関】

各地域における避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフライン等の重要施設について、燃料の自衛的な備蓄を促進します。また、これらの重要施設の住所や設備情報等の共有や災害時の協力体制の構築など、迅速な燃料供給に備えます。

(道関係部局:総務部、環境生活部、保健福祉部、経済部、教育庁)

### 139 避難施設における積雪寒冷対策物資等の備蓄の推進

【道、市町村】

避難時の暑さ・寒さ対策として、避難ビル・避難タワー・高台等の避難場所及び避難所において、防寒や避暑機能を備えた空間を確保するとともに、乾いた衣類、防寒具、冷暖房器具、飲料水、食料(発熱剤入り非常食を含む。)等の備蓄を促進します。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

### 140 積雪寒冷下における安定的な物資の供給

【道、市町村、関係機関】

積雪寒冷下では物資運搬等には時間を要する懸念があり、避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより、在宅避難となる場合もあることから、物資の供給が滞ることのないよう、民間事業者と協力して対応します。

(道関係部局:総務部)

### 141 孤立する可能性のある集落における非常用物資の備蓄促進

【道、市町村、関係機関】

孤立する可能性がある集落において、特に、積雪寒冷期においては、積雪等により物資運搬等に時間を要することも考慮し、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量(1週間程度)の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進めます。

(道関係部局:総務部、総合政策部)

## 7 緊急輸送体制の整備

### 142 災害時における石油類燃料供給の確保

【道、市町村、関係機関】

北海道石油業協同組合連合会と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の実効性を確保するため、道と防災協定を締結する中小企業者等への受注機会の確保・拡大に向けた取組を実施します。また、北海道石油業協同組合連合会などと締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」及び覚書をもとに、重要施設の連絡先や石油類タンクなどの情報の共有、災害時の優先給油の要請スキーム(窓口や手順等)や燃料タンクの満量維持など平常時の備えについて周知を図るなど、災害に備えた一層の連携強化を図ります。

(道関係部局:経済部)

### 143 緊急輸送道路及び避難路等の無電柱化の推進

【道、市町村、関係機関】

市街地等の緊急輸送道路や避難路等の整備について、部分供用を図りながらの段階的整備や危険箇所の対策、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を優先的に行うなど、効果的・効率的な整備を行います。

(道関係部局:建設部)

### 144 関係機関と連携した流通拠点の機能強化

【道、市町村、関係機関】

北海道トラックターミナル(株)や国、札幌市等と連携し、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進めます。

(道関係部局:経済部)

### 145 高規格道路網整備の推進

【道、市町村、関係機関】

災害時における被災地への物資供給など、迅速な支援を行うために不可欠な高規格道路網の早期形成について、引き続き、地元市町村や関係団体などと一体となって、国に提案・要望していくほか、交通ネットワークの強化に資するインターチェンジ周辺道路網の整備を計画的に推進します。

(道関係部局:建設部)

### 146 緊急輸送道路及び避難路の計画的整備の推進

【道、市町村、関係機関】

広域交通の分断を防ぎ、防災拠点間の代替性を確保するための地域高規格道路、救助・救急及び物資輸送のための緊急輸送道路の整備や避難路の確保のための道路整備を計画的に推進します。

(道関係部局:建設部)

### 147 緊急輸送道路及び避難路の機能保全

【道、市町村、関係機関】

緊急輸送道路や避難路上にある橋梁などの耐震化や道路の法面・盛土の土砂災害防止を推進するほか、各道路施設が所定の機能を発揮できるよう道路施設毎の長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕を行います。また、機能保全計画や個別施設計画に基づく農道橋・林道橋等の計画的な老朽化対策について、市町村等に働きかけを行います。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率(道道)	67% (2028)	緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化の割合
農道橋・農道トンネルを対象とした機能保全計画の策定割合	100%を維持	農道橋・農道トンネルの長寿命化のための機能保全計画の策定割合

(道関係部局:農政部、水産林務部、建設部)

### 148 発災時における最適な道路啓開体制の確保

【道、市町村、関係機関】

道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みの構築を促進します。その際、国及び市町村と連携し、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、除雪体制の優先的な確保を図るとともに、国及び市町村と連携し、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、道民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことを徹底するよう啓発活動等を行います。

(道関係部局:総務部、建設部)

### 149 離島における交通ネットワークの強化

【道、関係機関】

離島における災害時の迅速な救援・救護活動等を可能とするため、離島航路や航空路の維持確保を推進します。

(道関係部局:総合政策部)

### 150 交通信号機の機能停止の防止

【道】

迂回等の交通誘導や被災地内における迅速かつ的確な交通規制の実施のため、道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策等を行います。

(道関係部局:警察本部)

### 151 緊急輸送手段確保のための連携・協力体制の構築

【道、市町村、関係機関】

緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、官民の協力協定の締結を促進し、国及び道と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図ります。

(道関係部局:総務部、建設部)

### 152 民間物流事業者のノウハウを活用した緊急輸送体制の整備

【道、市町村、関係機関】

民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を構築するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入及び耐震化・非浸水化を促進します。特に、積雪時の緊急輸送・搬送体制についても配慮します。

(道関係部局:総務部、経済部)

### 153 積雪寒冷下における支援物資輸送体制の強化

【道、市町村、関係機関】

積雪寒冷下での除雪等への対応も踏まえ、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図ります。

(道関係部局:総務部、建設部)

### 154 優先的な道路啓開による燃料輸送・供給体制の確保

【道、市町村、関係機関】

燃料供給拠点等へのアクセス道路について必要な道路啓開を優先的に行うために必要な体制を整備するなど、燃料輸送・供給体制の確保に努めます。特に、積雪寒冷期における積雪や凍結等による影響に配慮した燃料輸送・供給体制の確保に努めます。

(道関係部局:総務部、建設部)

## 8 広域連携・支援体制の確立

### 155 基幹的広域防災拠点の適切な運用

【道、市町村、関係機関】

大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり、中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点について、適切な運用体制を確立します。

(道関係部局:総務部)

**156 応援協定締結体制の整備****【道、市町村、関係機関】**

積雪寒冷地特有の課題に配慮し、必要な物資・活動要員の搬送活動や、被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定、民間企業や団体等との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る、役割分担や相互連携内容の明確化等を図ります。

(道関係部局:総務部)

**157 広域防災拠点の明確化及び応急対策活動の標準化****【道、市町村、関係機関】**

効果的な広域オペレーションの実施に必要な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にするよう努めます。広域的な活動を連携して円滑に行うために、応急対策活動の標準化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進めます。

(道関係部局:総務部)

**158 積雪寒冷地特有の課題に対応した広域的な訓練の実施****【道、市町村、関係機関】**

特に、積雪寒冷下では、救助・物資運搬等の活動に時間をするほか、広域支援が装備面・経験面から十分に機能しない懸念があり、その点を考慮した活動計画の策定、救助・物資運搬等に必要な人員や防寒対策に必要な装備・資機材の確保、医薬品等の備蓄の確保、広域的な訓練を実施します。

(道関係部局:総務部)

**159 広域一時滞在者に係る情報提供体制の整備****【道、市町村、関係機関】**

広域一時滞在等が必要な場合に備え、移送を必要とする避難者の選定方法、移送先の調整方法、移送手段の調整方法、広域一時滞在した者への情報提供体制等をあらかじめ連携して定めます。

(道関係部局:総務部)

**160 様々な課題に対応した広域連携の整備****【道、市町村、関係機関】**

災害応急対策を行うにあたっては、人的・物的資源が絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が大幅に不足することを前提に、人命優先を基本として対処するとともに、被災市町村周辺の市町村のみならず、民間団体や民間組織、NPO、自主防災組織をはじめ、道内全ての市町村や都道府県間の支援が機能的に行われる枠組の検討を行います。

(道関係部局:総務部)

## VII 被災後の生活安全対策の準備[復旧・復興体制整備]

### 1 遺体処理体制の整備

#### 161 災害時における遺体処理体制の整備

【道、市町村、関係機関】

検視・遺体の調査、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等、被災市町村の求めに応じるための体制整備に向け、市町村、北海道警察、第一管区海上保安本部等関係機関との連携を図ります。また、広域的な火葬の実施体制の確保、柩等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安置所の設定等により、適切な火葬のための対策を図ります。

(道関係部局:総務部、保健福祉部)

### 2 生活相談への対応

#### 162 被災者の生活支援・相談窓口の開設

【道、市町村、関係機関】

被災者の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等に関する被災者支援の相談窓口を開設し、細やかな支援を講じます。

(道関係部局:総務部)

#### 163 被災企業等への金融支援

【道、市町村】

災害に伴い経営に影響を受けた中小企業者等の経営の安定を図るため「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」による金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する金融支援を実施します。

(道関係部局:経済部)

### 3 応急仮設住宅等の早期提供

#### 164 応急仮設住宅等の早期提供

【道、市町村】

所有者不明土地に関する法制度や運用について情報収集に努めるとともに、住家を失った世帯に対し、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家のあっせんができる体制を整備し、応急仮設住宅の提供が必要な場合は、災害救助法を適用し、関係機関と連携・協力し早期に提供するよう努めます。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、積雪寒冷への対応や要配慮者等のニーズに配慮するとともに、被災地での避難所等における生活が長期に及ぶことにより、様々な健康への影響が懸念されることから、恒久的な住宅を早期に提供するよう努めます。

(道関係部局:総務部、保健福祉部、建設部)

### 4 被災者の健康管理

#### 165 避難所における感染症対策及び低体温症対策の充実・強化

【道、市町村、関係機関】

避難所の環境改善に向けて、円滑かつ統一的な運用ができるよう、市町村の実施する避難所運営訓練において、必要な支援を行います。特に、避難所における感染症対策や低体温症対策の充実・強化が図られるよう、市町村に対し必要な情報提供や助言を行います。

(道関係部局:総務部)

### 166 被災者の健康管理に関する職員の能力向上

【道、市町村、関係機関】

国等が実施する健康危機管理に関する研修に、医師や保健師等の保健所職員を派遣とともに、保健所管轄別研修の一部として、災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うために必要な基礎的な知識と技術の習得に向けた研修を実施するなど、健康管理に関する職員の能力向上を図ります。

(道関係部局:保健福祉部)

### 167 災害時における防疫体制の整備及び定期的な予防接種の実施

【道、市町村、関係機関】

災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施体制を継続するなど、災害時の防疫対策を推進します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	95%以上 (毎年)	麻しん・風しんのワクチン接種対象者のうち接種した者の割合

(道関係部局:保健福祉部)

### 168 空港・港湾の検疫体制の充実

【道、市町村、関係機関】

平時における感染症対策として、患者発生対策を円滑に行うことのできる保健所体制の強化や、必要な資機材の整備を推進するとともに、国への提案・要望を通じて、空港・港湾の検疫体制の充実を図ります。

(道関係部局:総合政策部、保健福祉部)

### 169 避難住民の「こころのケア」体制の充実

【道、市町村、関係機関】

DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣等により、災害関連死の防止や、精神保健医療の需要拡大への対応のための体制の充実を図ります。

(道関係部局:保健福祉部)

### 170 避難所における衛生環境維持対策の促進

【道、市町村、関係機関】

感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進します。

(道関係部局:総務部、環境生活部、保健福祉部)

## 5 社会秩序の確保・安定

### 171 警察による体制の充実・強化

【道、市町村、関係機関】

発災後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による体制の充実や、自治体等との連携により体制の強化を図ります。

(道関係部局:警察本部)

## 6 災害廃棄物等の処理対策

### 172 市町村災害廃棄物処理計画策定の促進

【道、市町村、関係機関】

北海道災害廃棄物処理計画を踏まえ、国と連携し、市町村を対象とした災害廃棄物処理の実務などに関する勉強会やモデル事業実施済の市町村のフォローアップを実施するなど、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促進します。また、道内関係団体等との協定を通じ、災害廃棄物の処理に関する支援・協力体制の構築を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
市町村における災害廃棄物処理計画の策定率	100% (2029)	国の災害廃棄物対策指針に基づき策定する災害廃棄物処理計画の市町村策定率

(道関係部局:環境生活部)

### 173 災害廃棄物等の処分に関する連絡体制の構築

【道、市町村、関係機関】

社会福祉協議会、NPO等の関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めます。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえて、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めます。

(道関係部局:環境生活部)

### 174 災害廃棄物処理に必要な仮置場の把握

【道、市町村、関係機関】

あらかじめ災害廃棄物等の仮置場としても利用可能な空地をリスト化し、隨時、情報を更新すること等により、仮置場の候補となる場所、必要な箇所数の把握を働きかけるとともに、国の協力の下、市町村における、リサイクル対策から最終処分に至るまでの災害廃棄物等の処理計画の策定を促進します。

(道関係部局:環境生活部)

## 7 復旧体制の整備

### 175 復旧関連情報の共有化

【道、市町村、関係機関】

復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、防災関係機関や協定締結団体との連携・協力により、復旧関連情報の共有化を推進します。

(道関係部局:総務部)

### 176 市街地復興計画策定の推進

【道、市町村、関係機関】

市町村が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、事前復興まちづくり計画の策定などの復興事前準備の取組を支援します。

(道関係部局:建設部)

### 177 電力を優先的供給する重要施設の選定

【道、市町村、関係機関】

被災地域に隣接する地域の医療施設及び避難所での防寒対策や救助活動のため、優先して電力の確保・復旧に努め、優先的に電力を必要とする重要施設の選定を行います。また、電力事業者は、電力の優先復旧の手順を定めておくほか、速やかに復旧の見通しを公表できるよう取組を推進します。施設管理者による電力復旧までの期間、施設の発動発電機などの非常用電源を用いた電源の確保を促進します。

(道関係部局:総務部)

### 178 ライフラインの早期復旧体制の充実

【道、市町村、関係機関】

ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等が、ライフライン・インフラの被害を早期に復旧できるよう、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件に配慮しつつ、全国からの要員の確保や資機材の配備等の復旧体制の充実を図ります。また、早期復旧のため連携して、GIS(地理情報システム)の活用等により、必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築します。

(道関係部局:総務部、総合政策部、環境生活部、建設部)

### 179 医療施設や避難所等への優先的な電力供給体制の整備

【道、市町村、関係機関】

冬期は、電気が被災地域の医療施設や避難所等での救護活動や防寒対策のほか、被災地域外の防寒対策においても必要であるため、事業者による供給ネットワークの切り替えや事業者間の供給調整等の供給能力を確保するための対策を促進し、特に、医療施設や避難所等への優先的な電力の供給・復旧体制の整備を図り、その上で、当該施設管理者による非常用電源の整備及び耐震化・非浸水化等を促進します。

(道関係部局:総務部、保健福祉部)

### 180 地域産業の迅速かつ確実な復旧・復興を目指す対策の強化

【道、市町村、関係機関】

被災地における地域産業(1～3次産業)の存続はその影響の大きさから社会的使命もあり、迅速かつ確実な業務再開・復興を重視した総合的な対策を推進します。積雪寒冷等の地域特性に合わせ、予防段階における災害に強い関連施設づくりによる被害の軽減化及び被災初期段階における救助・物資運搬等に係る人員・操業物資の確保と広域的な支援体制の構築、全国からの応援を迅速に展開するための道路・港湾・空港等の交通網の啓開・復旧体制の構築等による初動立ち上げの迅速化に加え、復旧段階における労働力・産業需要のボリュームを確保するためのサプライチェーンの早期復旧による被災地域と他地域との関係性が保持されるよう、業種や規模に問わらず地域産業に関連する事業者や行政が業務(事業)継続計画(BCP)の策定・充実を図り、実践することにより、迅速かつ確実に復旧・復興を重視した総合的な対策を推進します。

(道関係部局:総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、教育庁)



日本海沿岸の地震・津波  
防災・減災対策指針

発 行  
令和8年(2026年)●月

発行人  
北海道防災会議  
(事務局 北海道総務部危機対策局危機対策課)